

森林経営計画制度の運用上の留意事項について

〔平成 24 年 12 月 13 日 24 林整計第 152 号
林野庁森林整備部計画課長から各都道府県林務担当部長あて〕
最終改正
〔令和 3 年 1 月 25 日 2 林整計第 551 号〕

森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）により森林経営計画制度が創設されたが、その運用については、「森林経営計画制度運営要領」（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知）によるほか、下記事項に留意の上、円滑かつ適切に運用されるよう御配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願います。

記

1 森林経営計画の認定等について

森林経営計画の認定等については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）及び「森林経営計画制度運営要領」（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）によるほか、次のとおりとする。

(1) 認定請求書及び森林経営計画書の記載事項並びに添付書類の形式審査

認定請求書は、規則第 106 条の規定により告示で定める様式、森林経営計画書は、法第 11 条第 2 項及び第 3 項、規則第 35 条及び第 36 条並びに長官通知 I の 2 の(1)ウ及びエに従うことが必要である。

ア 認定請求書等に記載する請求者等の氏名

認定請求書、変更認定請求書及び森林経営計画に係る伐採等の届出書については、いずれの場合においても請求者及び届出人（共同による森林経営計画にあっては、計画作成者たる計画対象森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者。）全ての氏名を記名することが必要である。

ただし、共同による森林経営計画における次のいずれかに該当する手続にあっては、当該手続が自ら所有し又は森林の経営の委託を受けている森林に係るものでない場合は、当該森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者については記名を要しないこととして運用して差し支えない。その場合、記名を要しないこととされた者に対して、その内容を周知しなければならない。

① 森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の減以外の変更認定請求手続

② 森林経営計画に係る伐採等の届出書に係る手続

なお、森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の増の手続きにあっては、追加する計画対象森林の森林所有者に加えて、少なくとも一の認定森林所有者等（法第 12 条第 1 項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）の記名及び確認を行うことが必要である。

また、この場合において、規則第 33 条第 1 号イに掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「林班計画」という。）を同号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「区域計画」という。）に変更する場合は、計画対象森林とする必要のある森林が、林班内の自らが森林の経営を行う全ての森林から、同号ロに定める区域内の自らが森林の経営を行う全ての森林となることについて、当該林班計画の認定森林所有者等に対して十分な周知を図る必要がある。

イ 森林経営計画書に記載する森林の経営に関する長期の方針

森林経営計画の継続性の有無に関して、長官通知 I の 2 の(1)ウの「森林経営計画が継続的に作成されるよう指導する」とは、例えば、

① 都道府県が管理する森林簿に森林経営計画の対象森林の所在や認定時期を記録すること等により、一旦森林経営計画の対象となった森林については、計画期間満了後も引き続き森林経営計画の対象森林とするよう認定請求者等に対して指導すること

② 森林所有者との森林の経営の委託契約に基づき森林経営計画を作成する者に対し、委託契約の締結に当たり、例えば契約期間を 20 年間とするなど長期の委託契約とすることや、契約期間満了までに森林所有者から解約の申出がなければ契約期間を更新する旨の条項を設けることなどにより、長期的に森林経営計画の作成及び実行が図られるよう指導すること

③ 森林所有者との森林の経営の委託契約に基づき既に森林経営計画を作成している者に対し、当該契約の更新に当たり、②と同様の指導を行うこと

等である。なお、②及び③の指導に当たっては、長期の委託契約に係る交渉等の状況に応じ、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく経営管理権及び経営管理実施権の設定を考慮するものとする。

また、林班計画にあっては、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該林班計画への参画に協力する旨を記載するとともに、区域計画にあっては、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該区域計画への参画及び当該区域計画の対象森林と重複する林班計画の作成に協力する旨を記載することが必要である。

一方、規則第 33 条第 2 号に掲げる場合に該当して作成する森林経営計画（以下「属人計画」という。）にあっては、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該属人計画の対象森林と重複する林班計画の作成に協力する旨を記載することが必要である。

ウ 認定の請求の添付書類

添付書類は、規則第 37 条並びに長官通知 I の 2 の(1)オ及びカに従うことが必要である。なお、同条第 1 項第 2 号の規定に基づく森林の経営の委託を受けたものであることを証する書面は、長官通知 I の 2 の(1)オ(ウ)～(カ)のとおり森林経営委託契約書等の写しのほか、認定権者が認定に際して森林経営委託契約書を確認する場合は、認定請求者が当該契約を締結した旨を記載した書面（参考様式：森林経営委託契約締結済報告書）に代えることができることとする。

(2) 認定請求者の資格等

長官通知 I の 2 の(1)アのとおり、計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかな場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできないこととされているが、森林経営計画作成による森林の施業の集約化を推進し、及び主伐後の森林の適切な更新を確保する観点から、次のいずれかに該当する場合において、当該森林経営計画の認定を請求することを妨げるものではない。

① 分収林契約の期間が満了した後、当該森林を育成することができることとなる者が、継続して森林経営計画の認定を受けることが明らかな場合

② 分収林契約の期間が満了した後、当該森林を育成することができることとなる者から森林の経営の委託を受けた者が、継続して森林経営計画の認定を受けることが明らかな場合

③ 分収林契約の期間が満了した後、国又は地方公共団体により森林の経営が継続して行われることが明らかな場合

また、長官通知 I の 2 の(1)アのとおり任意団体（権利能力なき社団）が認定請求者となる場合、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）第 11 条第 8 号の団体であることが望ましいこととされているが、当該団体は、同号及び平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号（森林法施行令第十一条、第十二条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件）に従い規約（付録 1：森林経営組合格約模範例）を定めることが必要である。

(3) 記名共有林における所在不明な持分権者の取扱い

ア 共有物（財産）の変更を伴わない内容の計画である場合

記名共有林の持分権者の一部が所在不明であるものの、保育のための除間伐など共有物の変更に当たらない内容の森林経営計画を作成する場合は、権原の面からは持分の価格の過半数の賛成により計画作成が可能である。このため、認定請求に当たっては、所在不明の持分権者を含め共同連名により認定請求を行うものとする。この場合、記名が必要となる所在不明の認定請求者については、他の持分権者が代筆することとして差し支えない。ただし、当該持分権者が所在不明であることから代筆している旨、括弧書きで記載することが必要である。

イ 共有物（財産）の変更を伴う内容の計画である場合

一方、記名共有林の持分権者の一部が所在不明であり、立木の伐採（ただし、保育のための除間伐を除く。）といった共有物（財産）の変更に当たる内容の森林経営計画を作成する場合は、原則として不在者財産管理制度を活用して財産管理人を選任するなどの手段を講じなければ計画作成することはできない。

(4) 計画対象森林

森林経営計画の対象森林は、法第 11 条第 1 項、令第 3 条第 1 号（一体整備相当森林の面積規模の基準）及び第 2 号（一体整備相当森林の定性的基準）、規則第 33 条第 1 号（林班計画又は区域計画の面積規模の基準）及び同条第 2 号（属人計画の面積規模の基準）並びに長官通知 I の 2 の(1)イの基準を満たすことが必要である。

また、長官通知 I の 2 の(1)イの「認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く」とは、他者と共同で所有する森林については、認定森林所有者等のみで育成することができるものを除き一体整備相当森林に含めないことである。

さらに、法第 11 条第 1 項により「自ら森林の経営を行う森林」であることが必要であるが、自ら森林の経営を行う対象とならない分筆可能な附帯地等は、計画対象森林から除外することも可能である。なお、分筆可能な附帯地等を例示すれば、次のとおりである。

- ① 湿地等の更新困難地
- ② 転用対象森林等（林地開発許可の一時転用地を含む。）
- ③ 禁伐林、竹林
- ④ 作業路網等の敷地、治山事業の施設敷
- ⑤ 施業の一体性を有しない小規模な森林

この場合にあつては、規則第 33 条第 1 号に定める一体整備相当森林の面積規模の基準から除外する森林として運用して差し支えない。

なお、長官通知 I の 1 の(3)の「当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に対し森林経営計画を作成するよう指導する」とは、森林法第 12 条第 1 項第 1 号の規定に該当する場合を除き、当該民間事業者に対し、周囲の森林等においても経営管理実施権の設定を受けることや経営の委託を受けることなど、積極的に森林所有者に代わって森林の経営を行うこと等により新たに森林経営計画を作成するよう指導することをいう。また、「当該森林所有者が所有する森林を含む森林経営計画が規則第 33 条第 1 号の規定に定める基準に適合しなくなることがないよう、可能な限り支援する」とは、複数の森林所有者等が共同で作成している森林経営計画又は複数の森林所有者から経営の委託を受けて森林組合等が作成している森林経営計画のうち、一部の森林所有者が所有する森林について経営管理権を設定することにより、当該森林経営計画が面積規模の基準を満たさなくなることがないよう支援することであり、具体的な支援の内容を例示すれば、次のとおりである。

① 複数の森林所有者等が共同で森林経営計画を作成している場合

- ・経営管理権を取得した市町村が、経営管理権集積計画の作成の申出を行った森林所有者に代わり当該共同計画の作成者となること。
- ・経営管理実施権を設定する民間事業者の選定に当たり、経営管理権集積計画の作成の申出を行った森林所有者に代わり当該共同計画の作成者となろうとする民間事業者を評価すること。

② 複数の森林所有者から経営の委託を受けて森林組合等が森林経営計画を作成している場合

- ・経営管理権を取得した市町村が、当該森林経営計画の作成者である森林組合等と共同で森林経営計画を作成すること。
- ・経営管理実施権を設定する民間事業者の選定に当たり、当該森林経営計画の作成者である森林組合等と共同で森林経営計画を作成しようとする民間事業者を評価すること。

(5) 計画対象森林に治山事業の施工地が含まれる場合の取扱い

森林経営計画の認定請求者（計画変更の認定請求を行う認定森林所有者等を含む。）は、都道府県知事に対して治山事業の施工地をその全部又は一部とする森林経営計画の認定請求を行うことにつき同意を求めるものとする。この場合、都道府県知事は、治山事業の実施につい

て特段の支障が無ければ同意することとする。

(6) 森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面

長官通知Ⅰの２の(1)カ(イ)の森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の維持管理に関する森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面として、当該施設の利用及び維持管理について定めた協定書等（付録２：作業路網管理協定書模範例）の写しを添付することが必要であるが、平成 24 年 3 月 31 日以前に開設された作業路網その他の施設にあっては、当分の間、これを添付することを要しない。

(7) 森林経営計画の認定基準等（施業の実施基準等）

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

規則第 38 条第 1 号の規定により、主伐が終了した日の翌年度の初日から起算して 2 年以内（以下この項において「植栽期限」という。）に植栽を行わなければならないこととされているが、植栽期限が当該森林経営計画の期末の日以降に到来する場合にあっては、当該森林経営計画に引き続いて作成される森林経営計画において、植栽期限までの植栽が計画されていなければならない。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林において、森林経営計画の期首の時点で植栽期限までに植栽が行われないことが明らかな森林がある場合にあっては、当該森林経営計画は認定を受けることができない。

さらに、特段の理由無く、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林において植栽期限までに植栽が行われていない場合にあっては、森林経営計画は認定を受けることができないので注意が必要である。

イ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林

長官通知Ⅰの２の(2)ア(エ)の「伐採跡地」には、既に更新が完了した森林は含まれない。また、規則第 38 条第 2 号の「森林経営計画の始期における立木の本数が、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に十分の三を乗じて得た本数を下回るもの」は、伐採により生じた伐採跡地に限るものとする。この場合、立木の本数の算定は、樹高を同じくする同一の樹種ごとに行うものとする。

また、「当該森林経営計画の始期（当該始期前五年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあっては、当該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して五年を経過する日）から起算して二年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること」について、主伐後の造林の方法を人工植栽とする場合は、市町村森林整備計画において定められている標準的な植栽本数を植栽すれば良いこととして取り扱うこととする。

ウ 計画的間伐対象森林の基準

長官通知Ⅰの２の(2)ア(ア)の「計画期間内に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上となる森林」には、当該森林経営計画の始期前 5 年以内に間伐が実施された森林など始期における樹冠疎密度が 10 分の 8 に満たない森林を含めることができるものとする。

この場合、当該森林の面積は、規則付録第 2 の算式の F 1 及び F 2 に含めるものとする。

エ 天然林における伐採立木材積の基準

長官通知Ⅰの２の(2)ア(オ)の「その他更新が確実と見込まれる森林」とは、現に前生稚樹の密度が 1 ヘクタール当たり 3 千本以上となっている森林及び周辺に母樹となる天然林が所在し伐採により生じる伐採跡地の面積が 1 ヘクタール未満となる森林をいう。

オ 択伐複層林施業森林における伐採の基準

規則第 39 条第 2 項第 3 号に規定する択伐複層林施業森林において長官通知Ⅰの２の(2)ア(ケ)に定める択伐を実施する場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林のほか、伐採後の造林を人工植栽によるものは、択伐率を 10 分の 4 以下として運用して差し支えない。

2 森林経営計画の変更について

(1) 地域森林計画の変更等に伴う変更認定請求を実施すべき旨の通知

法第 13 条の規定による通知に当たっては長官通知Ⅰの 3 の(2)によることとされているところであるが、長官通知Ⅰの 3 の(2)のいずれかに該当する場合にあっては、市町村の長等は、法第 13 条の規定による通知を行う前に変更の認定請求を実施すべき旨を当該森林経営計画の

認定森林所有者等に対し指導することとする。

(2) その他の変更認定請求を実施すべき旨の通知

法第 16 条第 1 号に基づき、法第 12 条第 1 項第 2 号の変更の認定請求をせず、又は認定請求をしたが当該認定を受けられなかったときに該当することとして認定取消しを行うに際しては、事前に法第 13 条の規定に基づき市町村の長等が森林経営計画を変更すべき旨の通知を行うこととされているところであるが、その運用については、長官通知 I の 3 の (2) に定める場合のほか、次のとおりとする。

法第 13 条中、「森林経営計画（変更があった場合、変更後のもの）の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるとき」とは、森林経営計画の計画書に記載された施業及び保護の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる認定基準の全部又は一部に適合しておらず、市町村の長等が変更の認定請求を実施すべき旨を当該森林経営計画の認定森林所有者等に対し指導しても認定請求をせず、かつ、地域森林計画に計画された林道又は林業専用道の整備状況その他の認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由がある場合（災害その他やむを得ない理由による場合（長官通知 I の 5 の (3) に同じ）を含む。）に該当しないときである。

したがって、認定権者は、認定森林所有者等が作成した森林経営計画について当該認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由があり認定基準の全部又は一部に適合しないこととなる旨の申告があった場合には、法第 13 条中、「森林経営計画（変更があった場合、変更後のもの）の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるとき」に当たるか否かの判断を行い、必要に応じて変更認定請求を実施すべき旨の通知を行うものとする。

(3) 森林経営計画の変更に係る指導

長官通知 I の 3 の (3) の「一旦認定された森林経営計画の計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導する」とは、特段の理由なく計画対象森林の一部を除外する変更は行わないよう、また、林班計画から区域計画への移行や森林経営計画間の統合等に際して、変更前の全ての計画対象森林を含めて変更するよう指導することである。

3 森林経営計画の変更の認定

森林経営計画の変更の認定については、長官通知 I の 4 のとおり、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとされている。

ただし、計画期間中に新たに計画対象森林を追加するために森林経営計画を変更する場合（森林経営計画の変更の認定請求時に他の森林経営計画の対象森林となっている森林を追加する場合を除く。）の変更後の森林経営計画への規則第 38 条第 4 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）の基準の適用については、当該認定請求時の計画期間の残存年数を考慮し、付録第 2 の算式により算出される面積を次の算式により算出される面積とみなして同号の基準を適用することができるものとする。

なお、この場合において、新たに追加する計画対象森林のうち、当該森林経営計画の始期から変更の認定請求日を含む年の前年までに間伐を実施した森林は、同号に定める計画的間伐対象森林に含めないものとして取り扱うものとする。

$$K + k \times t / 5$$

K：変更前の規則付録第 2 の算式により算出される面積

k：新たに追加する計画対象森林に係る規則付録第 2 の算式により算出される面積

t：変更の認定請求日を含む年を含めた計画期間の残存年数

4 森林経営計画の遵守について

森林経営計画を遵守するとは、法第 14 条及び長官通知 I の 5 の (1) に従って森林経営計画（変更の認定があった場合にあっては変更後のものを含み、林道又は林業専用道の整備状況その他の認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由により必要な変更が行われていない場合のものを除く。）に定められた森林の施業及び保護を実施することである。

参考様式

森林経営委託契約締結済報告書

平成 年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣） 殿

住 所

請求者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

森林経営委託契約締結済報告書の提出について

別紙の森林経営計画の認定請求に当たって、次の森林所有者と森林経営委託契約を締結した旨報告します。

記

住 所	氏 名	契約締結 年 月 日	契約期間	契約対象 森林面積	備 考
			～		
			～		
			～		
			～		
計					

（記載注意事項）

1. 本報告書を提出するに当たり、市町村等の認定権者による森林経営委託契約書の確認を受けるものとする。
2. 契約期間を自動更新する契約を締結している場合は、「備考」にその旨記載する。

付録 1

森林経営組合規約模範例

〇〇〇森林経営組合規約

(名 称)

第1条 この組合は、〇〇〇森林経営組合（以下「本組合」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本組合は、本組合の構成員（以下「組合員」という。）の所有する森林の経営を行うことで、森林の有する多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営の確立し、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的とする。

(事業年度)

第3条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業の内容)

第4条 本組合は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業に関する事
- (2) 森林の保護に関する事
- (3) その他、本組合の目的を達成するために必要な事業

(組合員の資格)

第5条 本組合の組合員となることができる者は、第2条の目的に賛同する者であつて、原則として〇〇市〇〇地区に森林を所有する者とする。

(加 入)

第6条 本組合の組合員になろうとする者は、加入申込書を本組合に提出し、総会の承認を得なければならない。

- 2 組合員の相続人であつて、第6条の資格を有する者は、その相続開始後〇日以内に加入の申し出をした場合には、相続開始のときに組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の権利義務を承継する。

(脱 退)

第7条 組合員は、やむを得ない事由により脱退しようとするときは、その旨を記載した書面を本組合に提出し、総会の承認を得なければならない。

(役 員)

第8条 本組合に役員として代表者1名、副代表者〇名を置く。

- 2 役員の選任は、総会において組合員の互選により行う
- 3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再選を妨げない

(代表者等の職務)

第9条 代表者は、総会の決定に従つて、本組合を代表して組合業務を総理する。また、副代表者は代表者を補佐し、代表者に事故あるときは、その職務を代行する。

(総会の招集)

第10条 代表者は、毎事業年度1回総会を招集しなければならない。

- 2 代表者は、必要があると認めるときは、その都度総会を招集することができるものとする。

(総会の議決権)

第11条 各組合員の議決権は平等とする。

- 2 各組合員は、代理人をもって議決権を行使することができるものとする。
- 3 前項の規定により議決権を行使する組合員は出席者とみなす。

(総会の決定事項)

第12条 この規約で定めるもののほか、次に掲げる事項は総会の決定を経なければならない。

- (1) 事業の実施に関する事
- (2) 規約の変更
- (3) 解散
- (4) その他必要と認める事項

(総会の定足数)

第13条 総会は、全ての組合員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

(総会の議決の方法)

第14条 総会の議決は、出席した組合員の過半数によりこれを決めるものとする。

(経費の負担)

第15条 本組合の行う業務及び運営に要する経費は各組合員がこれを負担する。

2 前項により負担する経費の額及び徴収の方法は総会で定める。

(補助金の返還)

第16条 本組合の受領した補助金の返還義務が生じた場合における返還金の分担方法等は総会で定める。

(解散及び清算)

第17条 本組合は、本組合の目的を達成したとき又は達成することができなくなったときは解散する。

2 前項の規定により本組合を解散しようとする場合は、次の事項について総会で定めておくものとする。

(1) 解散した場合において、清算する必要があるときは、その清算にあたる者

(2) 解散した後において、本組合の受領した補助金の返還義務が生じた場合における返還金の分担方法等

(3) 残余財産の分割方法等

3 第1項の規定により本組合が解散した場合は、その旨を〇〇県知事に通知する。

附則

この規約は、〇年〇月〇日から適用する。

(留意事項)

1 第4条の事業の内容は実際に行う事業のみを具体的に掲げる。

2 第5条の組合員の資格は全員が森林所有者でなくともよいこととするが、組織的に森林の経営が図られるよう注意する。

付録 2

作業路網管理協定書模範例（森林経営計画の対象森林外において作業路網の整備を行う場合）

作業路網管理協定書

森林所有者〇〇〇〇他〇〇名（以下「甲」という。）と〇〇森林組合（以下「乙」という。）は、乙が甲の土地において設置する作業路網の維持管理を目的として次の条項のとおり協定を締結する。

（信義忠誠の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定の対象とする作業路網）

第2条 この協定の対象とする作業路網（以下「協定作業路網」という。）は、別紙に表示する作業路網とする。

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、次のとおりとする。

〇〇年〇〇月〇〇日から

〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇年間

2 この協定の終期の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定満了の申出がない場合は、この協定は更新されるものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、協定作業路網の維持管理を行い、協定作業路網の利用に支障がないように努めるとともに、協定作業路網に関する森林作業道台帳を管理するものとする。

（費用の負担）

第5条 協定作業路網の維持管理に要した費用は、乙が負担するものとする。

（協定の解除）

第6条 甲及び乙は、この協定の理由が消滅したと認められる場合は、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

（補助金等の返還）

第7条 乙がこの協定に基づき行う協定作業路網の維持管理に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該補助金返還額を負担するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定められていない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

（甲）森林所有者

住所 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇〇〇番地

氏名又は名称 何 某

住所 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇〇〇番地

氏名又は名称 何 某

・・・（以下人数分）・・・

（乙）〇〇森林組合

住所 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇番地

氏名又は名称 何 某

(共同による森林経営計画の場合)

作業路網管理協定書

森林所有者〇〇〇〇他〇〇名(以下「甲」という。)は、甲がその所有森林において設置する作業路網の維持管理を目的として次の条項のとおり協定を締結する。

(信義忠誠の義務)

第1条 甲は相互に、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(協定の対象とする作業路網)

第2条 この協定の対象とする作業路網(以下「協定作業路網」という。)は、別紙に表示する作業路網とする。

(協定の期間)

第3条 この協定の期間は、次のとおりとする。

〇〇年〇〇月〇〇日から

〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇年間

2 この協定の終期の1カ月前までに、甲のいずれからも協定満了の申出がない場合は、この協定は更新されるものとする。

(甲の責務)

第4条 甲は共同で、協定作業路網の維持管理を行い、協定作業路網の利用に支障がないように努めるとともに、協定作業路網に関する森林作業道台帳を管理するものとする。

(費用の負担)

第5条 協定作業路網の維持管理に要した費用は、甲が共同で負担するものとする。

(協定の解除)

第6条 甲は、この協定の理由が消滅したと認められる場合は、相互に協議の上、この協定を解除することができる。

(その他)

第7条 この協定に定められていない事項については、甲が相互に協議して定めるものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 森林所有者

住所 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇〇〇番地

氏名又は名称 何 某

住所 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇〇〇番地

氏名又は名称 何 某

・・・(以下人数分)・・・

協定作業路網

路線名	起点	終点	規格	幅員	延長

（注）路線の所在は、別添図面のとおり。